

## 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に関する Q&A

### <学習指導について>

問1 やむを得ず学校に登校できない場合に、自宅等において行ったオンラインによる学習はどのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

学校が臨時休業になったり分散登校を行ったりしたことにより、やむを得ず学校に登校できない場合には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校などの実情等を踏まえながら、オンラインによる学習指導を行うなど、学習に著しい遅れが生じることがないように、学校において必要な措置を講じていただくことが重要です。

やむを得ず学校に登校できない場合に自宅等において行ったオンラインによる学習については、一定の要件(①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。②教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。)のもとで学習評価に反映することができることに加え、校長の判断により、同様の内容を再度学校で取り扱わないことも可能です。

また、一定の方法によって行われたオンラインによる学習については、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録してください。

なお、やむを得ず学校に登校できなかった日数は、学校に登校しなければならない日数には含まれず欠席とはなりません。

(参考)

[感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について\(通知\)\(令和3年2月19日\)](#)

問2 新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒等への ICT を活用した学習指導等について、どのような活用方法が考えられるか。

(答)

- やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要です。
- このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められます。特に、一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT 端

末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT 端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要です。

- なお、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意することが重要です。また、児童生徒の規則正しい生活及び学習習慣の維持、学習の流れの分かりやすい提示等の観点から、例えば、一日の学習のタイムスケジュールや一週間の学習の見通しなどを併せて示すことで、可能な限り計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じることも重要です。
- さらに、家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要です。
- 以上のほか、ICT を活用した学習指導等に関する基本的な考え方の詳細については以下の通知※でもお示ししていますので、ご参照のうえ学びの継続のための取組をお願いします。

※「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）2（1）基本的な考え方

<指導要録・学習評価等について>

問1 臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童生徒について、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

(答)

- 小学校等及び中学校等については、平成31年3月29日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、高等学校等については、平成22年5月11日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」又は平成31年3月29日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第20条に基づき、学校又は学年の全部を臨時休業とした場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。
- その他、
  - ・ 児童生徒等の感染が判明した場合や児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときなど、学校保健安全法第19条による出席停止の日数
  - ・ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の一部の休業を行った場合の日数
  - ・ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合の日数等については、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

(参考)「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月29日付 初等中等教育局長通知)

〔別紙1〕小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等(抄)

10 出欠の記録

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場

合の日数

- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

問2 臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の自宅等における学習の内容を、学習評価に反映してよいか。

(答)

- 非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要です。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができます。
- 具体的な自宅等での学習の状況及び成果の把握の方法としては、例えば、
  - ① ワークブックや書き込み式のプリントの活用、レポートの作成、登校日における学習状況確認のための小テストの実施など自宅等での学習を支えつつ、その学習状況を適切に把握するための取組に加えて
  - ② 作成したレポートに対する教師のフィードバックや児童生徒自身によるノートへの学びの振り返りの記録など、自宅等での学習の成果を児童生徒が自覚して次の学習や指導に生かしていくための、いわゆる指導と評価の一体化に資する取組が考えられます。
- また、教師による確認の手段としては、例えば、ウェブ会議システムを活用した確認や、パソコン・タブレット端末等による個別学習が可能なシステムによる学習履歴の確認、電子メールやFAX等を通じた課題の提出、登校日や学校に登校できるようになった後における対面での学習状況の確認等が考えられます。

問3 新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、オンラインを活用した指導を行った場合、指導要録上どのように記録すべきか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、指導要録の「出欠の記録」において、その日数を「出席しなければならない日数」には含めず「欠席日数」としては記録しないこととしております。

○ その上で、令和3年2月19日付初等中等教育局長通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」では、令和3年度から、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の①又は②の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の指導に関する記録の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することとしています。

① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

○ 指導要録の指導に関する記録の別記に記載したオンラインを活用した特例の授業の参加日数については、指導要録の出欠の記録の備考にも転記してください。（令和3年10月1日付初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）、令和3年10月6日付初等中等教育局長通知「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」）

※ 別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数の転記例

(参考)

- ・ 令和3年2月19日付初等中等教育局長通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」

- ・ [令和3年10月1日付初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」](#)
  - ・ [令和3年10月6日付初等中等教育局長通知「令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（通知）」](#)
- やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要です。
  - このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることが求められます。特に、一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT 端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保したり、ICT 端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりするなど、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うことが重要です。
  - なお、課題を配信する際には児童生徒の発達段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意することが重要です。また、児童生徒の規則正しい生活及び学習習慣の維持、学習の流れの分かりやすい提示等の観点から、例えば、一日の学習のタイムスケジュールや一週間の学習の見通しなどを併せて示すことで、可能な限り計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じることも重要です。
  - さらに、家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT 環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要です。
  - 以上のほか、ICT を活用した学習指導等に関する基本的な考え方の詳細

については以下の通知※でもお示ししていますので、ご参照のうえ学びの継続のための取組をお願いします。

※ 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け2文科初第1733号初等中等教育局長通知）2（1）基本的な考え方